

今月のトピックス

令和7年3月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
【東京本社】 TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
【埼玉支社】 TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

URL: <http://slmo.co.jp/>



※二次元コードで弊社 HP へアクセスできます ⇒

【 今月の担当: 青山 】

【出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金の創設】

令和7年4月1日から育児休業等給付として「出生後休業支援給付金」と「育児時短就業給付金」の2つの制度が新設されます。今回はこの2つの制度の概要についてお知らせします。

出生後休業支援給付金 (子の出生後、育児休業を取得した場合に育児休業給付金に加えて支給される給付金)

【支給要件】

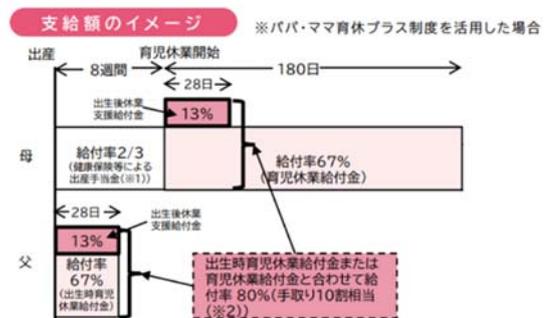
- ① 被保険者が「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して **8週間** (女性は **16週間**) を経過する日の翌日」までの期間に、通算して **14日以上** の育児休業給付金 (あるいは出生時育児休業給付金) が支給される育児休業を取得
- ② 被保険者の **配偶者** も①と同様の条件で育児休業を取得
※子の誕生日の翌日に「配偶者が無業者 or 自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない or 産後休業中等」に該当する場合は、「**配偶者の育児休業を要件としない場合**」にあたり②は不要です。

【支給額】

「休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数 (上限 28 日)」の **13%** 相当額

【申請時の必要事項】

- ・被保険者が **支給要件①②を満たす女性** の場合
⇒ 「**世帯全員について記載された住民票 (続柄あり) の写し**」
「**配偶者の被保険者番号**」 (配偶者が公務員の場合を除く)
- ・被保険者が **男性または配偶者の育児休業を要件としない場合**
⇒ 「**配偶者の状態を確認できる書類**」 (課税証明書、母子健康手帳、戸籍謄本、住民票 等)



育児時短就業給付金 (子の出生後、所定労働時間を短縮して働いている被保険者に支給される給付金)

【受給資格】

- ① **2歳未満** の子を養育するために育児時短就業する雇用保険の被保険者であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業の終了翌日 (復職日) から **14日以内** に育児時短就業を開始したこと
または、育児時短就業開始日前2年間に被保険者期間が **12カ月** (賃金支払基礎日数 11 日以上) あること

【支給要件】

- ① 各月の初日から末日まで続けて **雇用保険の被保険者** であり、**育児 (介護) 休業給付** を受給していない月
- ② 1 週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ③ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

【支給額】

育児時短就業中の各月に支払われた賃金額の **10%** 相当額

※ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。